

埋蔵文化財 ニュース

ISSN 0389-3731

奈良国立文化財研究所

埋蔵文化財センター

〒630 奈良市二条町2-9-1

☎ 0742 - 34 - 3931

1981. 2.27

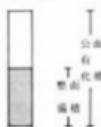
30

CAO NEWS

Centre for Archaeological Operations

遺跡の管理実態調査

凡 例



遺跡の管理について

管理の重要性

ここ10数年間の遺跡の保存状況を概観すると、遺跡地の土地公有化が著しく伸びていることがわかる。遺跡の保存のためには土地利用の制限を行わなければならず、それには私有地の状態では万全を期し難く、土地公有化という積極的な行政が進んでいくのは当然の方向といえる。歴史学からの調査と認識から始まる遺跡の保存は、土地公有化をもって第一段階の保存を終える。しかしこれだけでは、単に保存しているに過ぎず、一般国民への公表というか還元のためには、第二段階の保存として環境整備が必要である。（もちろん、遺跡によっては適切に維持管理されるだけで充分であるものもある）。これも最近全国的に一般化しつつある保存方法である。しかし、第一、二段階が終ったとしても、それ以後の『管理』がなされなければ、遺跡保存の最終段階を迎えることができない。では『管理』とは何かとなると、文化財保護法でも明確な規定がない。従って各遺跡毎にその状況に応じて管理の内容が具体的に生じてくる。最も一般的なのは、除草、清掃、監視であり、土地の状態によって樹木の管理（剪定、施肥、灌水、虫害防除など）や管理用設備（標柱、説明板、防護柵など）の設置やそれらの修理などが加わってくる。ではこういった管理は誰が行なうべきなのか。文化財保護法では、有形文化財の場合には所有者による管理を原則としているが、遺跡の場合、土地所有者による土地の管理と文化財としての土地の管理は同一内容でない事が多く、ために地方公共団体を管理団体として指定し、管理させることを原則としている。しかし、問題は管理のための経費の捻出方法である。地方公共団体にとっては、単独で経費を負担することが著しいのは、三則自治といわれるよう他の行政と同じである。現在文化庁の補助制度では、国有文化財管理と最近初まった指定文化財管理があるが、後者とて名勝庭園と建造物に対するものであり、遺跡の管理に対してはまだ補助制度がない。他には地方交付税を活用する方法もあるようだが、算定基準が人口当たりであり、遺跡のような土地文化財については、面積当たりの算定が必要だという意見もあり、実質的に役に立っていないようである。こういった問題を解決していくためには、とにかく遺跡の管理の実態をデータとして把握する必要ありと考え、この調査を企画したものである。

調査の方法

本調査は、全国に散在する国指定史跡のうち整備地、未整備地の管理基準等の実態を把握するため実施したものである。

実態調査の対象は、国指定史跡のうち昭和54年度末段階までに国庫補助を受けて公有化を図ったものに限った。324箇所の史跡地について依頼し、回答は239箇所から得られた。

調査項目は、表1に示したように名称、所在地、管理団体、遺跡の立地、指定面積、公有化面積、整備面積、整備事業竣工年度、整備の内容、整備地・未整備の管理の程度、管理状況、管理の作業内容、管理作業の実施方法、管理施設がある場合に管理人を置いているのかどうか管理施設がない場合に管理人を置いているのかどうかといった項目につき調査表を作製し、回答していただいた。（調査表は昭和55年12月に各関係機関に送付し、昭和56年1月に回収した。）

以下にその集計・分析を行なった結果を示す。

遺 踪 管 理 実 態 調 査 票

1. 遺跡名
2. 所在地
3. 管理団体
4. 遺跡の立地（該当するものに○印を付してください。）
 - A. 密集市街地 B. 市街地 C. 郊外・村落地 D. 平坦地（農耕地）E. 丘陵地 F. 山地 G. 海浜地 H. その他（ ）
5. 指定面積 _____ m²
6. 5のうち公有化されている面積（昭和54年度末段階） _____ m²
7. すでに部分的にでも整備されていましたら以下の項に御記入ください。
 - (1) 整備されている面積（昭和54年度末段階） _____ m²
 - (2) 整備事業竣工年度 _____ 年度
 - (3) 整備の内容（該当するものに○印を付し、複数では結構ですから数値も御記入ください。）
 - A. 造成復原整備（表示）地（有・無） _____ m²
 - B. 构木植栽地（有・無） _____ m²
 - C. 芝生地（有・無） _____ m²
 - D. 国道・広場等（有・無） _____ m²
 - E. 水面（池、水路）（有・無） _____ m²
 - F. 便益施設（該当するものに○印を付してください。）
 - 駐車場 便所 手洗所 水呑場 尻入れ ごみ捨場 ごみ焼場
 - G. 管理施設（該当するものに○印を付してください。）
 - 管理事務所、倉庫、器具修理室、車庫、門、垣、柵、掲示板、案内標、苗圃、給排水設備、排水設備、防火設備、照明設備。その他（ ）
8. 整備地・未整備地を問わず何らかの管理（監視程度の軽いものも含みます。）をしておられれば以下の各項について御記入ください。
 - (1) 管理の程度 A. 時々管理している B. 常時管理している
 - (2) 管理のための行政上の措置（該当するものに○印を付し、数値については昭和54年度末を基準として御記入ください。）
 - A. 地元の保存会や協力会などに補助金又は謝金を出して管理させている。
整備地（ 千円／年） 未整備地（ 千円／年）
 - B. 教育委員会の予算で直営で管理している。
整備地（ 千円／年） 未整備地（ 千円／年）
 - C. 教育委員会の予算で業者に管理させている。
整備地（ 千円／年） 未整備地（ 千円／年）
 - D. 教育委員会以外の予算で業者に管理させている。
整備地（ 千円／年） 未整備地（ 千円／年）
 - E. その他の（ ）
整備地（ 千円／年） 未整備地（ 千円／年）
 - (3) 管理作業内容（該当するものに○印を付し、数値については昭和54年末を基準として御記入ください。）
 - (整備地)
 - A. 除草（ 回／年） B. 芝刈込（ 回／年） C. 施肥（ 回／年）
 - D. 施肥散布（ 回／年） E. 病虫害防除（ 回／年） F. 植栽樹木の手入れ（ 回／年）
 - G. 排水 H. 清掃（ 人／年） I. その他（ ）（ 回／年）
 - (未整備地)
 - A. 除草（ 回／年） B. 残木伐採（ 回／年） C. 病虫害防除（ 回／年）
 - D. 清掃（ 回／年） E. その他（ ）（ 回／年）
 - (4) (3)の内容を実施するに当たって、次の項のうち該当するものに○印を付してください。
 - A. 人手による B. 芝刈機 C. 手持ち草刈機 D. 大型草刈機 E. 動力噴霧機 F. 撒水栓 G. 機械撒水 H. 路草剤
9. 管理施設（管理事務所又はこれに準ずるもの）を置いている場合、次の項のうち該当するものに○印を付してください。
 - A. 管理人をおいていない B. 必要な時期にだけ管理人をおいている C. 常時管理人をおいている
10. 管理施設をおいていない場合、次の項のうち該当するものに○印を付してください。
 - A. 管理人を民間に何らかの形で依頼している B. 隨時雇用として管理人をおいている
 - C. 常時雇用して管理人をおいている D. その他（ ）
11. その他、管理の問題点などがありましたら具体的に御記入ください。

調査の結果

1. 調査対象物件のうち管理団体の指定を受けているものは、全体の47.3%であった。

2. 遺跡の立地は図-1に示すとおり

である。このうち2箇所ないし3箇所以上にわたって位置しているものは、その遺跡の主要部が占めている立地に代表させて統計処理をした。

(所在地)	(公有化面積)	(整備面積)	(整備率)
北海道	1,394,655.0	38,120.0	2.7%
青森県	292,963.0	11,230.0	3.8%
岩手県	67,331.0	48,261.0	71.7%
宮城県	496,836.0	89,517.0	18.3%
福島県	154,397.0	16,166.0	10.2%
山形県	16,771.0	1,190.0	7.1%
福島県	66,044.0	26,049.0	39.4%
茨城県	41,191.0	23,033.0	55.9%
栃木県	33,879.0	1,454.0	2.7%
群馬県	70,514.0	6,000.0	8.5%
埼玉県	441,531.0	352,000.0	79.7%
千葉県	236,438.0	88,650.0	40.2%
東京都	56,413.0	380.0	0.7%
神奈川県	325,269.0	72,469.0	22.4%
新潟県	158,681.0	58,447.0	37.0%
富山県	43,009.0	26,909.0	61.5%
石川県	44,186.0	32,948.0	73.3%
福井県	237,399.0	65,740.0	8.5%
長野県	142,318.0	77,500.0	54.5%
岐阜県	54,200.0	54,200.0	100.0%
静岡県	139,269.0	118,433.0	85.0%
愛知県	50,722.0	29,450.0	58.0%
三重県	53,358.0	8,745.0	16.4%
滋賀県	136,693.0	70,862.0	51.8%
京都府	36,160.0	23,455.0	63.4%
大阪府	307,520.0	64,309.0	20.9%
兵庫県	165,057.0	87,732.0	53.2%
奈良県	277,154.0	103,450.0	37.6%
和歌山县	230,098.0	85,000.0	31.5%
鳥取県	753,324.0	121,206.0	16.1%
島根県	94,281.0	68,675.0	66.5%
岡山県	177,869.0	58,462.0	33.7%
広島県	195,393.0	98,243.0	50.3%
山口県	83,023.0	5,641.0	6.7%
鳥取県	103,549.0	100,162.0	96.4%
福岡県	272,190.0	69,464.0	25.5%
長崎県	17,399.0	7,309.0	43.2%
熊本県	504,561.0	428,460.0	84.9%
宮崎県	171,192.0	611,000.0	100.0%
鹿児島県	128,636.0	26,000.0	20.2%

表-1

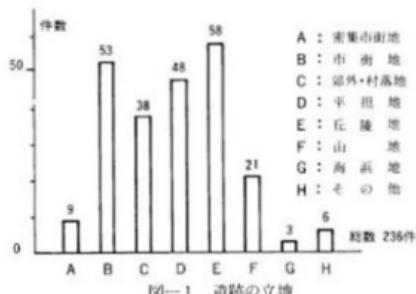


図-1 遺跡の立地

3. 公有化面積と整備面積の数値及び整備率(整備面積/公有化面積)は、表-1と表紙の図に示した。

4. 整備の内容については、図-2に示すとおりである。回答を得たもののうち、史跡の一部でも整備しているのは全体の約50%であった。

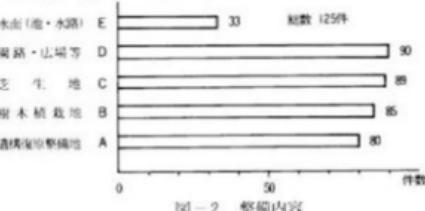


図-2 整備内容

5. 便益施設は、図-3に示すとおりである。

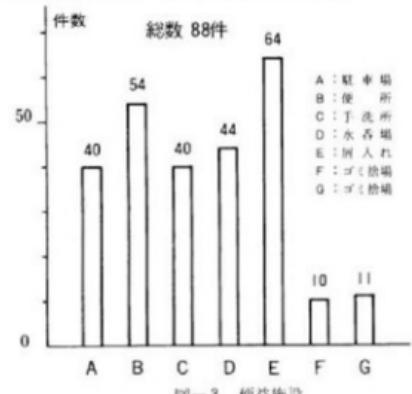
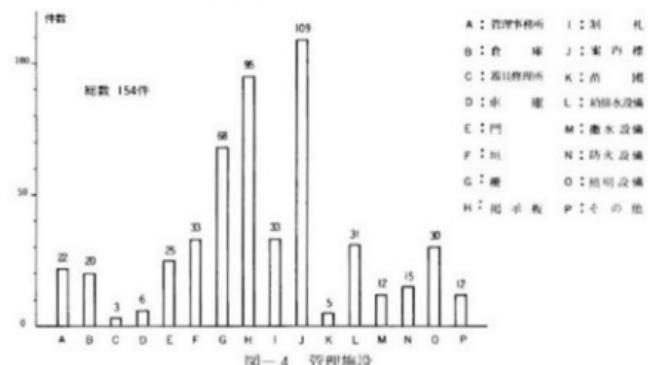


図-3 便益施設

6. 管理施設は、図-4に示すとおりである。管理事務所を設置している史跡は、154件中22件(14.3%)にすぎず管理体制の不備がうかがえる。



7. 管理の程度は、図-5に示すとおりである。整備地は109例中、約45%が當時管理体制をしているが一方で整備後、十分な管理がなされていないことがうかがえる。

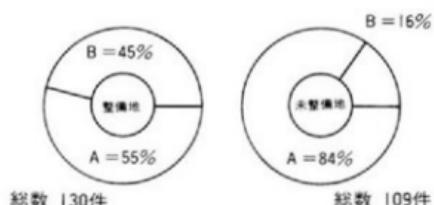
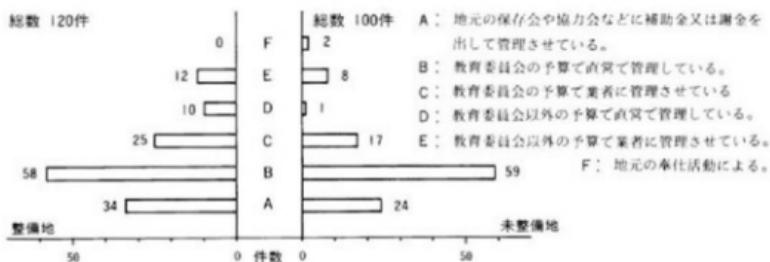


図-5 管理の程度

8. 管理の為の行政上の措置については、図-6に示すとおりである。整備地・未整備地とも教育委員会の予算で直営で管理している例が多い。次いで保存会や協力会などに補助会又は謝金を出して維持管理させている点が特徴的である。



9. 各遺跡を主な種類毎に類別したものにつき 1 m²当りの管理費単価(管理費/整備地面積および未整備地面積)を算出した結果は、図-7に示すとおりである。算出するにあたっては、種類別における件数の多少は考慮しないで統計処理をした。

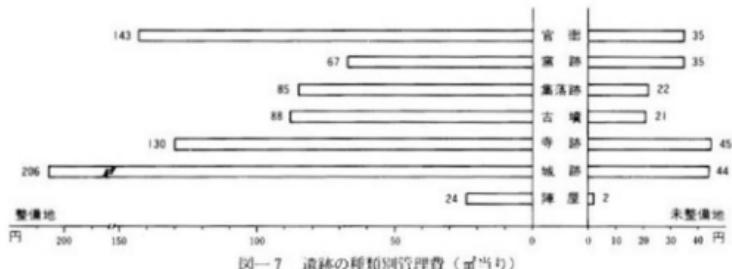


図-7 遺跡の種類別管理費 (m²当り)

10. 整備地・未整備地における管理作業内容についてまとめたものが図-8である。整備地・未整備地の主たる管理作業は除草と清掃となっている。

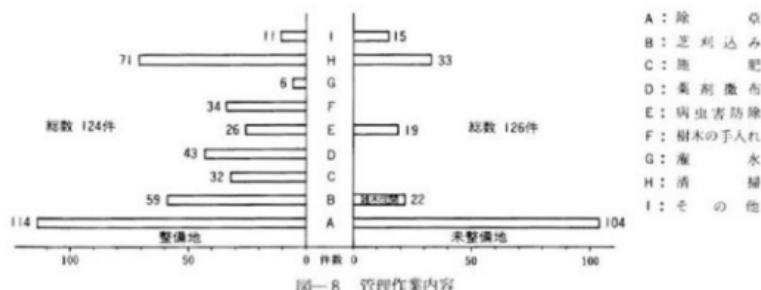


図-8 管理作業内容

11. 図-9で示した管理作業の実施方法についてまとめたものが図-10である。これをみると、当然のことながら、人手による作業が多く、次いで手持草刈機の使用が多い。除草剤の使用は、全体の約30%弱である。

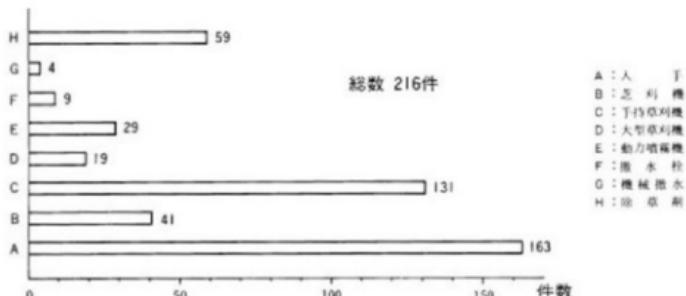
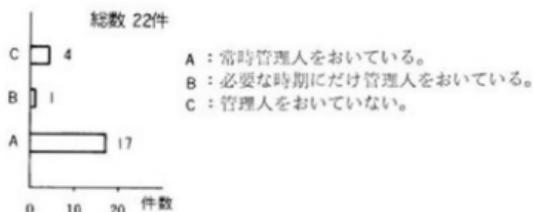
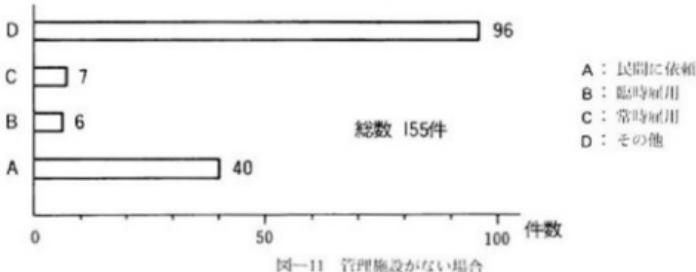


図-9 管理作業の実施方法

12. 管理施設（管理事務所又はこれに準ずるもの）を置いている場合、どういった管理人体制がとられているかを知るためにまとめたものが図-10である。これをみると、管理施設があるても常時管理人を置いている所は約77%である。



13. 管理施設（管理事務所又はこれに準ずるもの）を置いていない場合における管理人体制は、図-11に示すとおりである。実態は、管理人を民間に何らかの形で依頼している例が多い。一方で、教育委員会の職員が自ら、管理に当たる例が60%にものぼり、管理人体制の不備があげられる。



14. その他、管理上の問題点として回答のあったものの中で、整備地・未整備地にみられる代表的事例をいくつか列記しておく。

- 管理費が不十分なため、整備した箇所に雑草が繁茂し、道跡の価値を著しく損なっている。
- 道構表示施設、掲示板、水路等の損壊が早い。
- 管理人の不在となる休日や夜間の管理が十分できにくい。
- ゴミ捨場を設置しても、この中にゴミを捨ててくれないといった利用客のマナーの悪さが問題となる。
- 史跡指定地内（未整備地）へ周辺住民によるゴミの不法投棄が目立ち、早急な整備が必要とされる。
- 雜草の繁茂による周辺住民の安全、衛生面についての苦情がある。
- 雜草に対する管理の不備から、近隣の耕作者に迷惑をかけている。
- 管理費に対する国・県の補助費の確立が強くのぞまれる。

まとめ

今回の調査によりある程度の遺跡の管理実態が明らかになり、大部分の遺跡が十分な管理体制をととのえていないことが判明した。遺跡管理は、遺跡の保存を計ると同時に利用者への公開によって遺跡をより良く理解させ、安全な利用ができるように最少の費用で効率的に行うことが理想といえる。植物管理、建物管理、工作物管理、清掃、点検監視等の管理を行う場合、これを直営で行う方法と委託により行う方法がある。このいずれが管理をより効率的に行いうる方法かは遺跡の立地、特殊性、組織の状況等により一概には決められない。委託の場合にも全面的な委託管理から部分的な委託管理までいろいろな様態が考えられる。いずれにしても整備地・未整備地に対する年間維持管理計画を立て、遺跡の保存、活用を計るためその遺跡にあった管理体制の確立が望まれる。最後に、昭和45年度から国が直営事業として整備管理するようになった平城宮跡の昭和55年度の管理実績を参考までにのせておく。

昭和55年度 平城宮跡管理実績（人日数と経費）

	整 備 地		未 整 備 地		合 計	
	人 日 数	経 費	人 日 数	経 費	人 日 数	経 費
芝 地 管 理	1,369.5	人 千円 9,938		人 千円	1,369.5	人 千円 9,938
除 草 剤 敷 布	227.0	5,759	3.0	76	230.0	5,835
殺虫殺菌剤散布	105.0	2,335	12.00	267	117.0	2,602
施 肥	251.5	2,876	27.0	309	278.5	3,185
植 栽 地 管 理	353.5	2,605			353.5	2,605
灌 水	81.5	564			81.5	564
清 掃	133.5	814			133.5	814
草 地 管 理			461.0	6,430	461.0	6,430
水 路 管 理	35.5	261	254.0	1,869	289.5	2,130
器 材 整 備	162.0	1,071			162.0	1,071
事 務 そ の 他	33.5	222			33.5	222
合 計	2,752.5	26,445	757.0	8,951	3,509.5	35,396
面 積	312,000 m ²		690,000 m ²		1,002,000 m ²	
/100m ² /年	0.88	人 千円 8,476	0.11	人 千円 1,297	0.35	人 千円 3,529

正 誤 表

	(誤)	(正)
2回	18行目 指出	指出
	19行目 善しい	嬉しい
	31行目 表	表
3回	13行目 ... 数値も御植も御記入 数値も御植も御記入 ...
	52行目 A.管理人をおいていない B.常時管理人をおいている C.常時管理人をおいている	A.常時管理人をおいている C.管理人をおいていない
4回	図-3 G:ゴミ捨場	G:ゴミ焼場
5回	7. の1行目 109件中	150件中
	8. の2行目 補助金	補助金
6回	11. の1行目 図-9、図-10	図-6、図-7
8回	3行目 計 る	図 る
	9行目 計 る	図 る